

●香川県病院局告示第2号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月16日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第1条、第2条関係）				別表第1（第1条、第2条関係）			
1 使用料				1 使用料			
(1) 略				(1) 略			
備考 略				備考 略			
(2) 加算料（初診又は再診）				(2) 加算料（初診又は再診）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
香川県立中央病院	初診	1回	<u>7,700円</u>	香川県立中央病院	初診	1回	<u>5,500円</u>
	再診	1回	<u>3,300円</u>		再診	1回	<u>2,750円</u>
(3) 略				(3) 略			
2 略				2 略			